

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年7月28日（木）

令和4年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年7月28日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第34号 非農地証明願について
- 第3 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第4 議案第36号 特定農地貸付承認申請について
- 第5 議案第37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第20号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10 番 野崎 雅博 君
~~11 番 阿部 富美 君~~
12 番 齋藤 和子 君
~~13 番 吉田 恵子 君~~
14 番 石腰 明美 君

欠席委員

11 番 阿部 富美 君

13 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 05 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 8 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、11 番阿部富美委員、13 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 12 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12 番齋藤和子委員、14 番石腰明美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 番案件から 2 番案件を上程いたします。

始めに 1 番案件について 6 番遠藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○6 番（遠藤信行君） 議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてのうち 1 番案件についてご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

7 月 12 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、334㎡でございます。申請目的は、分家住宅です。農地区分は 2 種農地、権利関係は使用貸借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は、現在市外に家族 4 人で賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長にともない手狭となり、本家所有の土地に分家住宅を建築するものです。他に適地もなく、日照・通風等隣接農地への影響がないことから、当該地を選定したとのことです。

工事につきましては、敷地内の整地を行い、汚水は合併処理浄化槽を設置し、浸透枡を介し道路側溝へ接続させます。雨水については敷地内にて浸透処理をする計画となっております。

隣接地への被害防除策については、今は具体的に計画されておらず、建物の外構の中で処理すると伺っています。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち1番案件について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

続きまして、2番案件についてご審議いただきますが、野崎委員の案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができません。野崎委員におかれましては一時退席をしていただきます。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時09分休憩

（本人案件のため野崎雅博君退室）

午後2時10分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引続き、会議を開きます。

2番案件について6番遠藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○6番（遠藤信行君） 続いて2番案件についてご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

7月12日、担当委員1名と事務局2名で現地を調査してまいりました。

2番案件の申請地は、4筆、いずれも畑、合計849㎡でございます。申請目的は、資材置場です。農地区分は3種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人が経営する不動産会社が、不動産を管理する中で発生する廃材等の保管場所を探している中で他に適地もなく、日照・通風等隣接農地への影響がないことから、当該地を選定したとのことです。

工事につきましては、敷地内の整地をし、防草シートを敷き詰めることで土砂等の飛散を防止する計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち2番案件について報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時12分休憩

（野崎雅博君入室）

午後2時13分再開

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第34号、非農地証明願についてを上程いたします。

6番遠藤委員より、議案の説明および現地調査結果の報告をお願いします。

○6番（遠藤信行君） 議案第34号、非農地証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、7月12日、担当委員1名と事務局2名で現地を調査してまいりました。

申請地は、1筆、登記地目 畑、363㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は住宅敷地として使用されており、農地として利用されることなく現在に至っております。

当該地の現況は、農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を登記事項証明書で、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○3番（高橋久雄君） 10年以上前から建物が建っているとのことだが、登記地目が農地のため現況と一致させたいということなのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 昭和40年から建物が建っていますが、登記地目が農地ですので、土地所有者が今後の土地利用を考えていくにあたって、登記地目を現況地目に合わせるために証明願がされたものです。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第34号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第35号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定についてを上程いたします。

1番案件については、1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第35号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定についてご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に、農業委員会へ意見を聴くこととなっております。

～ 案件について内容を説明 ～

権利を設定する農地は、1筆、畑、1,357㎡でございます。権利の存続期間は、前回期間からの更新となり、令和4年10月1日から令和7年9月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 前回期間からの更新との報告がされましたが、前回は平成30年第3回の総会で審議されておりました、平成30年6月1日から令和4年9月30日までの期間となっております。今回はその継続となるものでございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第35号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第36号、特定農地貸付承認申請についてを上程いたします。

1番案件について1番鈴木委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第36号、特定農地貸付承認申請についてをご報告いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものであり、この法律に基づき承認を受けた者が当該承認に係る農地を特定農地貸付の用に供するため、所有権や使用収益を目的とした権利を取得する場合及び権利を設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1筆、畑、1,285㎡です。7月14日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

1区画の貸付面積は50.35㎡から50.88㎡で、計19区画です。貸付に係る利用料は1区画あたり年間12,000円で、貸付期間は3年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございませぬ。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 19区画作られるとのことだが、駐車場はあるのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 軽自動車7台分の駐車場があります。参考までに、駐輪スペースについては、自転車10台分くらいの計画になっております。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第36号、特定農地貸付承認申請についてを報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件及び2番案件について、1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

7月11日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地10筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、1,214㎡につきましては、コマツナが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、現況畑、66㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,229㎡につきましては、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計2,105㎡につきましては、なす、トマトが作付けされているほか準備中でした。

1筆、田、565㎡につきましては、今年においては農業用水路からの給水がなく、水稻栽培できない状態でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ハーベスター、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人68歳、従事日数300日、専業でございます。

続きまして、2番案件をご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

7月11日、担当委員1名と、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地4筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計885㎡につきましては、一体として耕作されており、トウモロコシ、キンシウリが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計361.24㎡につきましては、インゲンが栽培されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、管理機、乾燥機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人58歳、従事日数300日、専業、妻54歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、2案件とも農業経営がされていることを確認致しました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6ページ報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

1筆、畑、49㎡についての届出でございます。

こちらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から9番案件で、転用目的は住宅敷地のほか、駐車場及び道路敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8から9ページ報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分¹の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から19番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場、道路、境内敷地でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分¹の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第20号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを上程いたします。事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 10ページ報告第20号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてをご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定を行った土地につきまして、茅ヶ崎市より解約同意の通知があったため、報告するものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

議案36号と同じ土地で、畑、1,285㎡でございます。期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででしたが、両者の都合により、令和4年5月26日に合意解約の同意が成立したものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第20号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会

を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時58分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員